（令和六年分の所得税の予定納税額の減額承認申請に係る申告納税見積額の計算の特例）

**第二十六条の四の四**　居住者の令和六年分の所得税につき法第四十一条の三の四第二号の規定により読み替えて適用される所得税法第百十一条第一項又は第二項の規定による申請をしようとする場合における同条第四項に規定する申告納税見積額の計算については、所得税法施行令第二百六十一条第二号中「所得税の額」とあるのは、「所得税の額（租税特別措置法第四十一条の三の七から第四十一条の三の九まで（令和六年六月以後に支払われる給与等に係る特別控除の額の控除等）の規定の適用がないものとした場合における源泉徴収をされる所得税の額をいう。）」とする。

（特定公的年金等の範囲等）

**第二十六条の四の五**　法第四十一条の三の九第一項に規定する公的年金等で政令で定めるものは、次に掲げる公的年金等（所得税法第三十五条第三項に規定する公的年金等をいう。以下この項において同じ。）とする。

一　厚生労働大臣が支給する公的年金等

二　国家公務員共済組合連合会が支給する公的年金等

三　地方公務員共済組合、全国市町村職員共済組合連合会又は地方公務員等共済組合法の一部を改正する法律（平成二十三年法律第五十六号）附則第二十三条第一項第三号に規定する存続共済会が支給する公的年金等

四　日本私立学校振興・共済事業団が支給する公的年金等

五　地方公務員の退職年金に関する条例の規定による退職を給付事由とする公的年金等

六　恩給法（大正十二年法律第四十八号。他の法律において準用する場合を含む。）による公的年金等

七　執行官法の一部を改正する法律（平成十九年法律第十八号）附則第三条第一項の規定によりなお従前の例により支給されることとされる同法による改正前の執行官法（昭和四十一年法律第百十一号）附則第十三条の規定による公的年金等

八　国会議員互助年金法を廃止する法律（平成十八年法律第一号）又は同法附則第二条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法による廃止前の国会議員互助年金法（昭和三十三年法律第七十号）による公的年金等

九　前各号に掲げるもののほか、財務省令で定める公的年金等

2　法第四十一条の三の九第一項及び第二項に規定する特定公的年金等で政令で定めるものは、令和七年一月三十一日までに支払を受ける同条第一項に規定する特定公的年金等とする。

第二十六条の五中「第四十一条の三の三第一項」を「第四十一条の三の十一第一項」に改める。

第二十六条の十八の見出し中「発行者」を「発行をする者」に改め、同条第一項中「同項に規定する発行者（以下この項及び第三項において「発行者」という。）の同条第二項」を「発行をする者の同項」に、「発行者の」を「発行をする者の」に改め、同条第三項中「の発行者」を「の発行をする者」に、「発行者又は当該」を「特定振替社債等の発行をする者又は当該民間国外債の」に改める。

第二十六条の二十八の二第一項第一号イ(2)中「第四号イ(2)」を「第五号イ(2)」に、「第三号イ(2)」を「第三号ロ(1)、第四号イ(2)」に改め、同号ハ中「いう」の下に「。第三号ロ(3)において同じ」を加え、同項第二号中「掲げる法人」の下に「（特例法人を除く。）」を加え、同号イ(2)中「次号イ(2)」を「第四号イ(2)」に改め、同項第四号を同項第五号とし、同項第三号を同項第四号とし、同項第二号の次に次の一号を加える。

三　特例法人　次に掲げる要件のいずれかを満たすこと。

イ　前号に定める要件

ロ　次に掲げる要件

(1)　特例実績判定期間内の日を含む各事業年度における特例判定基準寄附者の数（当該各事業年度において個人である特例判定基準寄附者と生計を一にする他の特例判定基準寄附者がいる場合には、当該特例判定基準寄附者と当該他の特例判定基準寄附者とを一人とみなした数。(i)及び(ii)において同じ。）（当該各事業年度のうち次に掲げる事業年度にあつては、それぞれ次に定める数（次に掲げる事業年度のいずれにも該当する場合には、次に定める数のうちいずれか多い数）とする。）が百以上であり、かつ、当該各事業年度における当該特例判定基準寄附者からの判定基準寄附金額が三十万円以上であること。

(i)　当該特例法人が設置する特定学校等の定員等の総数が五千に満たない事業年度（当該定員等の総数が零である場合の当該事業年度を除く。(i)において「特定事業年度」という。）　当該特定事業年度における当該特例判定基準寄附者の数に五千を乗じてこれを当該定員等の総数（当該定員等の総数が五百に満たない場合には、五百）で除して得た数

(ii)　当該特例法人の公益目的事業費用等の額の合計額が一億円に満たない事業年度（当該合計額が零である場合の当該事業年度を除く。(ii)において「特定事業年度」という。）　当該特定事業年度における当該特例判定基準寄附者の数に一億を乗じてこれを当該公益目的事業費用等の額の合計額（当該合計額が千万円に満たない場合には、千万）で除して得た数

(2)　前号ロに掲げる要件

(3)　財務省令で定めるところにより、特例実績判定期間内の日を含む各事業年度の寄附者名簿を作成し、これを保存していること。

第二十六条の二十八の二第二項第一号ロ(1)中「第三十五条」を「第三十五条の二」に改め、同条第五項中「第三号イ(1)又は第四号イ(1)」を「第四号イ(1)又は第五号イ(1)」に改め、「同項第二号」の下に「若しくは第三号」を加え、同条第六項第五号中「この号」の下に「及び第十一号」を、「金額」の下に「。同号において同じ。」を加え、同項第九号を同項第十二号とし、同項第八号を同項第九号とし、同号の次に次の二号を加える。

十　特例実績判定期間　特例法人の直前に終了した事業年度終了の日以前二年内に終了した各事業年度のうち最も古い事業年度開始の日から当該終了の日までの期間をいう。

十一　特例判定基準寄附者　特例法人の特例実績判定期間内の日を含む各事業年度における同一の者からの寄附金の額が三千円以上である場合の当該同一の者（当該特例法人の法人税法第二条第十五号に規定する役員である者及び当該役員と生計を一にする者を除く。）をいう。

第二十六条の二十八の二第六項第七号を同項第八号とし、同項第六号の次に次の一号を加える。

七　特例法人　法第四十一条の十八の三第一項第一号ロに掲げる法人のうち、当該法人の直前に終了した事業年度が令和六年四月一日から令和十一年四月一日までの間に開始する事業年度であること、私立学校法第百四十八条第二項（同法第百五十二条第六項において準用する場合を含む。）に規定する中期事業計画その他これに準ずる計画であつて当該法人の経営の改善に資すると認められるものを作成していることその他財務省令で定める要件に該当するものをいう。

第二十六条の二十八の二第七項中「第三号イ(2)及び第四号イ(2)」を「第四号イ(2)及び第五号イ(2)」に改める。

第二十六条の二十八の三第一項第一号中「払込みをいう。」の下に「第三項を除き、」を加え、「取得（同項」を「取得（法第四十一条の十九第一項」に改め、「取得をいう。」の下に「第三項を除き、」を加え、「特定新規中小会社（同項」を「特定新規中小会社（法第四十一条の十九第一項」に改め、同条第二項第二号中「譲渡」の下に「（法第三十七条の十一の二第二項に規定する譲渡をいう。）」を加え、同条第三項中「に払込みにより」を「に第一項第一号に規定する払込みにより同号に規定する」に、「取得に要した金額の」を「同号に規定する取得に要した金額（次の各号に掲げる新株予約権の行使により同項第一号に規定する取得をした当該各号に定める特定新規株式にあつては、当該新株予約権の取得に要した金額を含む。）の」に改め、同項に次の各号を加える。

一　法第四十一条の十九第一項第一号に掲げる株式会社に該当する特定新規中小会社に対する払込み（新株予約権の発行に際してするものに限る。次号において同じ。）により取得をした新株予約権　当該特定新規中小会社により発行される特定新規株式